

P	項目	変更前	変更後	備考
5	10. 本事業の対象となる業務範囲 (1) 事業者が行う業務 ウ. 本施設の運営に関する業務	ウ. 本施設の運営に関する業務 (ア) 受付業務 (イ) 運転管理業務 ・焼却飛灰の安定化処理、残渣の貯留及び積込み業務 ・資源ごみの分別・保管・貯留及び積込み業務 ・売電業務（ただし、売電収入は組合の収入とする） ・処理手数料徴収代行業務 (ウ) 維持管理業務 (工) 情報管理業務 (才) 環境管理業務 (力) 防災管理業務 (キ) 保安・清掃業務 (ク) 周辺住民等対応業務 (ケ) 施設見学者等対応支援	ウ. 本施設の運営に関する業務 (ア) 搬入管理業務 (イ) 運転管理業務 (ウ) 維持管理業務 (工) 情報管理業務 (才) 環境管理業務 (力) 余熱利用業務（売電業務 但し売電収入は組合） (キ) 残渣処理業務（焼却残渣の貯留及び積込み業務） (ク) 再資源化業務（資源ごみ分別・保管・貯留及び積込み業務） (ケ) その他施設管理上必要な業務（清掃・植栽管理・警備・見学者等	要求水準書（案）と整合した記載に修正 ⇒（キ）残渣処理業務に追記 ⇒（ク）再資源化業務に追記 ⇒（力）余熱利用業務に追記 ⇒防災管理業務は（ケ）その他管理業務に含む ⇒保安・清掃業務は // ⇒周辺住民対応業務は // ⇒施設見学者対応支援は // 施設見学者対応業務は 事業者業務の誤り

P	項目	変更前	変更後	備考
		(コ) 運営のセルフモニタリング (サ) その他これらに付帯する業務	対応業務等) (コ) 運営のセルフモニタリング (サ) その他これらに付帯する業務	
6	10. 本事業の対象となる業務範囲 (2) 本組合が行う業務 ウ. 本施設の運営に関する業務	ウ. 本施設の運営に関する業務 (ア) 住民対応業務 (イ) 運営モニタリング (ウ) 残渣運搬・資源化又は最終処分業務 (エ) 資源物の資源化に関する契約業務 (オ) 施設見学者等対応業務 (カ) その他これらを実施する上で必要な業務	ウ. 本施設の運営に関する業務 (ア) 住民対応業務 (イ) 運営モニタリング (ウ) 残渣運搬・資源化又は最終処分業務 (エ) 資源物の資源化に関する契約業務 (オ) 施設見学者等対応 <b>支援</b> (カ) その他これらを実施する上で必要な業務	施設見学者対応業務は 事業者業務であり、組合は行政関係の視察・見学等、対応が必要な場合に支援を行う。
11 12	3. 参加資格要件 (2) 応募者の参加資格要件 オ. 本施設の運営を行う者の要件 (イ)	(イ) 廃棄物処理施設技術管理者として配置することができること。	(イ) 廃棄物処理施設技術管理者として <b>試運転開始までに配置し、運営開始後 1 年間以上は提案時の技術者を継続して配置</b> することができること。	試運転開始から少なくとも運営開始 1 年間以上は、一定の経験を有する有資格者が継続して管理する必要があると考える。2 年間以上とする施設が多いが、昨今の人材不足も考慮し 1 年以上の配置とした。

P	項目	変更前	変更後	備考
	(ウ)	(ウ) 本施設に必要なボイラー・タービン主任技術者又は電気主任技術者として 2 年間以上配置することができること	(ウ) 本施設に必要なボイラー・タービン主任技術者又は電気主任技術者として <b>試運転開始までに配置し、運営開始後 1 年間以上は提案時の技術者を継続して配置</b> することができること。	廃棄物処理施設技術管理者と同じく試運転開始から運営開始後 1 年間以上とした
16 ～ 18	添付資料 2 リスク分担 (案)	P 16 交付金リスク 上記以外のもの 負担者 組合△ 事業者△  P 16 物価変動リスク P 16 不可抗力リスク P 17 ごみ質の変動リスク ごみ量の変動リスク  P 18 施設損傷リスク 事故・火災等による修復等にかかるコスト増大  施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為に起因するもの	組合○ 事業者____  ※1 注釈追加 ※2 // ※3 // ※4 //  <b>事業者に起因する</b> 事故・火災等による修復等にかかるコスト増大  <b>事業者に起因する</b> 施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為に起因するもの	事業者負担となる理由が不明瞭な為  リスクに関する注釈番号を追加  起因者を明記  //

P	項目	変更前	変更後	備考
18	添付資料 2 リスク分担（案）	P18 施設損傷リスク	<p>P18 施設損傷リスク 上記以外のもの（⇒組合負担）</p> <p>（○:主負担、△:従負担）</p> <p>※1 遅延理由が事業者起因する場合は事業者負担</p> <p>※2 一定程度までは事業者負担であり、それ以上は組合負担</p> <p>※3、※4 いずれの責にもよらない場合、事業者と本組合の協議により、費用負担その他必要な対応措置を決定する。</p> <p>本リスク分担表は、本事業における基本的な考え方を示すものであり、詳細は入札公告時に各契約書（案）等において示す。</p>	<p>事業者起因するもの以外は組合負担を追加</p> <p>リスクに関する注釈を追加</p> <p>※1～※4</p> <p>※3 不可抗力リスクの△従負担について 公共工事請負契約約款では、受注者が請負代金額の1/100を負担し、残りを発注者が負担する旨の規定があり、それに準ずる。</p>